

訪問看護医療 DX 加算情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024年診療報酬改定に伴い、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療 DX 加算情報活用加算 50円 / 月

本加算の施設基準に準じて、当ステーションでは下記の実施しております。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用して訪問看護を行うことについて、当ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

令和6年9月26日

愛知県名古屋市守山区深沢1丁目206番地2
株式会社ハートリフォーレ

訪問看護ステーション家暖
管理者の氏名 稲田 寛之